

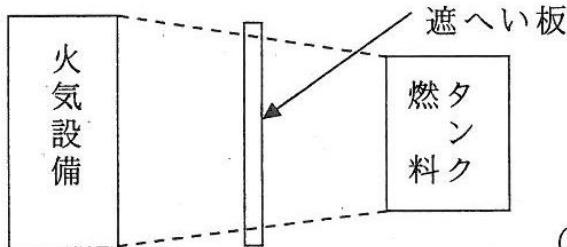
第3章 火災予防条例関係

第1 火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準

1 炉

- (1) 岐阜市火災予防条例（以下「条例」という。）第3条の「炉」とは、金属を加熱して溶解したり、食品を加工製造するなどのために用いられる火を使用する設備をいい、工場、作業所等に設置されている焼なまし炉、焼入れ炉、溶解炉、加熱炉等の工業炉、熱風炉、パン焼炉、ピザ窯、揚げ物用炉、営業用ふろがま及び焼却炉等が含まれる。
- (2) 条例第3条第1項第11号に規定する「開放炉」とは、鋳物工場、焼入工場等にみられる工業用の炉で、燃焼排ガス、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接放出される構造のものをいう。
- また、「防火上有効な遮へい」とは、不燃材料で造られた衝立等の遮へい板をいう。
- (3) 条例第3条第1項第12号に規定する「安全に誘導する装置」とは、周囲に溝を掘るか、又は誘導する囲いを設ける等の措置をいう。
- (4) 条例第3条第1項第14号に規定する「熱風炉」とは、工業用、家畜飼育用、植物栽培用などに使用される熱風を利用する炉をいう。
- (5) 条例第3条第1項第17号ウに規定する「防火上有効な遮へい」とは、不燃材料で造られた衝立等の遮へい板を設けるものとする。

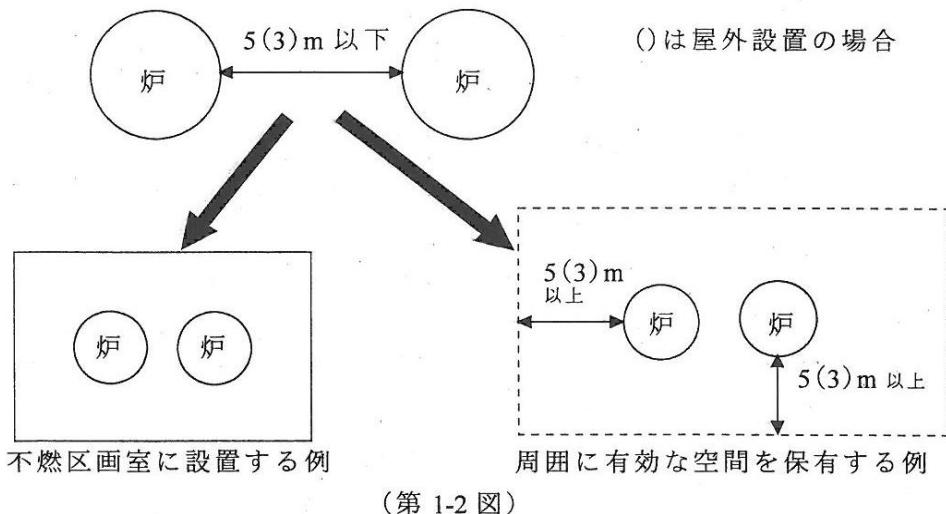
この場合、遮へい板は、炉及び燃料タンクと接触しないものとし、かつ、油温が引火点以上とならないものであること。（第1-1図参照）



（第1-1図）

- (6) 条例第3条第1項第18号の2ウに規定する「温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置」とは、燃焼機器本体又は周辺の壁・床等の温度が、規定温度以上の温度になることを防止する装置又は過熱防止装置を示すものであり、次に示すものと同等以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであること。
- ア 液体燃料を使用する火氣使用設備に設ける過熱防止装置は、規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃焼を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。
- イ 気体燃料を使用する火氣使用設備に設ける過熱防止装置は、機器本体又は機器周辺が加熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし、また、温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。
- ウ 電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置は、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。

- (7) 条例第3条第1項第18号の2エに規定する「停電時において自動的に燃焼を停止できる装置」とは、燃焼中停電した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又は停電安全装置を示すものであること。
- (8) 条例第3条第1項第19号イに規定する「温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置」とは、条例第3条第1項第18号の2ウの過熱防止装置と同等のものである。
- (9) 条例第3条第3項の規定は、次によること。
- ア 「窓及び出入口等に防火戸を設けた室内に設けること」とは、窓及び出入口等の開口部に、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸を設けた専用室に設けることをいう。
- ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造のものを設けることとして取り扱って差し支えない。
- イ 換気設備の風道が不燃区画を貫通する場合で、不燃区画室又は他の室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給換気口等を通じ当該火煙が他の室に流出又は他の室から流入するおそれがあるときは、風道の区画貫通部に防火ダンパー（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であって、建築基準法施行令第112条第16項第1号に規定する要件を満たす構造のものをいう。）を設けること。
- ただし、不燃区画を貫通するのみで、風道を不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造った場合はこの限りでない。
- ウ 給排水管及び電気配管等が不燃区画室内を貫通する場合は、当該配管部分と区画の隙間を不燃材料で塞ぐこと。
- エ 「入力350kW上」の規定は、各炉単体の入力について判定するものであるが、同一場所に二以上の炉（屋内の場合は機器相互の距離5m以内、屋外の場合は3m以内）を近接して設置する場合にあっては、各炉の入力の合計により判定すること。
- オ ただし書きに規定する「炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」とは、次によること。
- (ア) 屋内の場合は、当該炉の周囲に5m以上、上方に10m以上の空間を保有すること。
- (イ) 屋外の場合は、当該炉の周囲に3m以上、上方に5m以上の空間を保有すること。
- (ウ) 屋外において不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部には防火戸を設けたものの）等に面する場合など（第1-2図参照）



2 廚房設備

- (1) 条例第3条の4第1項第2号に規定する「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいう。
- (2) 条例第3条の4第1項第2号アに規定する「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
- (3) 条例第3条の4第1項第2号ウに規定する「火炎伝送防止装置」とは、次に示す防火ダンパー又は自動消火装置をいう。
 - ア 防火ダンパー
 - (ア) 防火ダンパーは、火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。
この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすること。
 - (イ) 防火ダンパーは、厚さ1.5mm以上の鉄製又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
 - (ウ) 防火ダンパーが閉鎖した場合に、防火上支障のある隙間が生じないものであること。
 - イ 自動消火装置
自動消火装置の性能及び設置基準については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(昭和56年8月3日付け消防予第176号通知)によること。
 - また、同号に規定する「排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、次のア又はイに該当するものをいうものであり、この条件を満たす場合は、火炎伝送防止装置を設置しないことができるものであること。
 - ウ 廚房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの
 - エ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダ

クトで、厨房室内に露出して設置されているもの

3 乾燥設備

(1) 「乾燥設備」には、自動車車体の塗装、金属製の塗装部品、薬品、木工素材、下駄、繊維、染色品、成型した陶土等の乾燥設備がある。また、熱源は、赤外線ランプ、スチームや炭火、練炭等広く使用されている。(第1-3表参照)

第1-3表

| 形 式 | 加熱方法 | 用 途 例 |
|---|------|---|
| 固 定 式 | 直接加熱 | 塗装焼付乾燥、水切り乾燥、油焼鋳型乾燥、染料顔料乾燥、食品乾燥、ホーロー下地乾燥 |
| | 間接乾燥 | 高級焼付乾燥、医療薬品、容器の消毒滅菌、燃焼生成物の影響を避ける乾燥 |
| | 熱風加熱 | 粉末乾燥、石けん乾燥、洗濯物乾燥、木材乾燥、引火しやすい揮発分の多い塗装乾燥 |
| | 蒸気乾燥 | 高級品乾燥、引火しやすい揮発分の多い塗料乾燥 |
| 運 行 式 (バンド型) (トンネル型) (気 流 型) (回 転 型) (真 空 式) | 直接加熱 | 量産、塗装焼付乾燥、プリキ印刷乾燥、印刷紙乾燥、繊維幅出し乾燥、青写真乾燥、ホーロー下地乾燥 |
| | 間接加熱 | 繊布のドラム乾燥、燃焼生成物の影響を避ける乾燥 |
| | 熱風加熱 | 繊維幅出し乾燥、石けん乾燥、紙乾燥 |
| 赤 外 線 加 热 | | 鋳型乾燥、樹脂鋳型焼成、塗装焼付乾燥、ビニール艶出乾燥、紙印刷物乾燥、幅出し乾燥、水切り乾燥、糊付乾燥 |

(2) 条例第7条第1項第2号に規定する「非常警報装置」は、突発的に過度に温度が上昇するおそれのあるものであるから、自動式でなければならない。なお、非常警報装置は、常時人の居る場所で明瞭に聞こえるよう設置すること。

自動式の非常警報装置には、サーモスタットその他温度測定装置により連動する警報装置がある。

また、「熱源の自動停止装置」は、一般には、自動的に燃料の供給、蒸気等の供給を断つこと等によって燃料を停止させ、電気を熱源とするものについては、電源を切る等の装置である。例えば、液体若しくは気体の燃料又は熱媒の自動停止装置には、一定温度で溶ける金属等を用いてコックを閉じる方法があり、電気を熱源とする場合はサーモスタットで電路を断つ方法等がある。

4 簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分

- (1) 簡易湯沸設備は、入力が12kW以下の湯沸設備とする。
- (2) 給湯湯沸設備は、入力が12kWを超える湯沸設備とする。

5 ヒートポンプ冷暖房機

(1) 条例第9条の2第1項第2号に規定する「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

(2) 条例第9条の2第1項第3号の「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

6 火花を生ずる設備

(1) 「ゴムスプレッダー」は、主として布等にゴムを引く設備をいう。

(2) 「起毛機」は、生地を毛ばたてる設備をいう。

(3) 「反毛機」は、原毛、ぼろ等をたたいて綿にほぐす設備をいう。

(4) 条例第10条第2号に規定する「静電気を有効に除去する措置」とは、一般的に用いられている静電気除去の方法として、室内の空気の湿度を高くするか、又は放射性物質（R I）を用いて空気をイオン化することにより静電気を徐々に放電させて、静電気の過度の蓄積による火花放電を避ける方法がある。

7 放電加工機

(1) 「放電加工機」とは、加工液中において工具電極と加工対象物との間に放電をさせ、加工する機械をいい、用いられる工具電極の形態により形彫り放電加工機及びワイヤ放電加工機に区分される。

(2) 条例第10条の2第2項第2号に規定する「吹きかけ加工」とは、加工液中に没しない大きな加工対象物等について加工液を噴流により吹きかけながら加工を行うことをいう。

また、「その他火災の発生するおそれのある方法による加工」とは、加工液のタンクが空の状態の時に加工位置を決めるために行う空放電や、各種安全装置を取り外した状態で放電加工を行うことなどが含まれる。

8 変電設備

(1) 全出力

変電設備の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量（KVA）の和（主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。）に第1-1表の係数を乗じて算定すること。

ただし、2以上の設置場所（専用不燃区画）に分散して設けた場合は、当該設置場所ごとに算定するものとする。

第1-1表

| 変圧器の定格容量の合計（KVA） | 係 数 |
|------------------|------|
| 500未満 | 0.8 |
| 500以上1,000未満 | 0.75 |
| 1,000以上 | 0.7 |

(2) 条例第11条第1項第3号の2の「換気、点検及び整備に支障のない距離」とは、第1-2表に掲げる距離をいう。

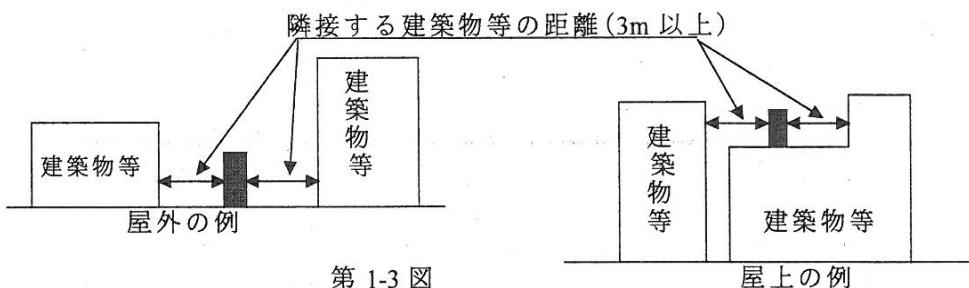
第 1-2 表

| 保有距離を確保すべき部分 | 保 有 距 離 |
|--------------|---------|
| 前面又は操作面 | 1.0m 以上 |
| 点 檢 面 | 0.6m 以上 |
| 換 気 面 (注) | 0.2m 以上 |

(注) 前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

(3) 屋外に設ける変電設備は、次によること。

隣接する建築物等（建築物及び工作物をいう。）から変電設備まで3m以上離れていること。（第1-3図参照）

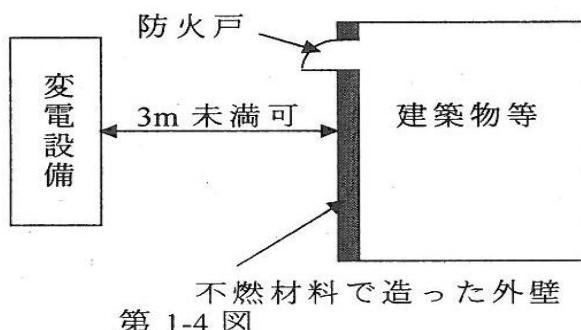


第 1-3 図

■：消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービカル式以外の変電設備

ただし、次の場合は、これによらないことができる。

ア 変電設備と相対する外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆われたもので、その開口部に防火戸を設けた場合（第1-4図参照）



第 1-4 図

イ 変電設備と相対する外壁との間に、変電設備の側方 1m以上、地盤面からの高さ 2m以上となる不燃材料で造った防火上有効な扉を設ける場合

9 空地及び空家の管理

条例第24条第1項に規定する「枯草等の燃焼のおそれのある物件」とは、次に示すものが考えられる。

- (1) 枯草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
- (2) ダンボール箱等の紙製品
- (3) 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物及び廃材等

- (4) 木くず、紙くず及び繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
- (5) 廃プラスチック
- (6) ゴムくず

10 がん具用煙火

- (1) 「がん具用煙火」とは、玩具として用いられる煙火、その他これらに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則で定めるものをいう。
- (2) 条例第26条第1項及び第2項の規定は、火薬類取締法施行規則第91条第2号の数量（火薬又は爆薬の数量が25kg。ただし、クラッカーボールにあっては5kg）以下のがん具煙火について適用される。
また、同条3項の規定は、火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量の5分の1以上、同号で定める数量以下のがん具用煙火について、適用される。
- (3) 条例第26条第1項に規定する「火災予防上支障のある場所」とは、がん具用花火の種類によっても異なるが、次のアからウに示すような場所をいう。
 - ア 危険物、指定可燃物、火薬類、高压ガスその他の可燃物等の近くの場所
 - イ 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所
 - ウ 強風注意報等が発令されている区域
- (4) 条例第26条第2項に規定する「炎、火花又は高温体との接近」を防止するための措置は、次のアからエまでの例に示すとおりである。
 - ア がん具用煙火の近くで燃焼器具を使用しないこと。
 - イ 炊事場及び風呂場等で使用する熱源が影響する場所から安全な距離をとるか、又は区画すること。
 - ウ 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止すること。
 - エ 裸電球の接近を避けること。
- (5) 条例第26条第3項に規定する「不燃性の容器」には、難燃性の容器は含まない。

11 化学実験室等

- (1) 条例第27条に規定する「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室及び試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室をいう。
- (2) 同条に規定する「火災予防上必要な措置」とは、次のアからクまでに示すものをいう。
 - ア 加熱される可燃性の物品を入れる容器は、口の小さいものを選び、火の粉の進入を防止する。
 - イ 热源と当該容器の間には、目の細い金網を挿入して火炎の伸長を防ぐ。
 - ウ 化学実験等を行う場合、热源又は加熱される可燃性の物品を入れる容器等の占める面積より十分広い不燃性の台上で行う。
 - エ 取扱い位置は、条例第18条第1項第1号及び3号から5号までの例によること。
 - オ 加熱の状況によっては、条例第3条第2項第5号の例による措置を行うこと。
 - カ 適切な消火の準備を行うこと。
 - キ 実験中である旨を掲出すること。
 - ク 危険物等を保存する場合は、整理整頓に努め、地震等の際にも落下、破損等しないような措置をすること。
 - ケ 施錠管理等を行うこと。

12 作業中の防火管理

条例第 28 条の規定は次によること。

- (1) 第 1 項に規定する「火花を発する作業」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり等が該当する。
また、「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。
- (2) 第 2 項に規定する「燃料等の可燃性物品」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等、溶断作業において着火しやすい物品をいう。
また、「燃料等の適切な管理」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うことをいう。
- (3) 第 3 項及び第 4 項に規定する「火災予防上必要な措置」とは、次のアからエに示すもの等をいう。
- ア 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要な措置を行う。
 - イ 点火源となるおそれのある原因を排除する。
 - ウ 監視人を置く。
 - エ 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。
- (4) 第 5 項に規定する「火災予防上安全な場所」とは、次のアからウに示すとおりであり、当該場所には、消火の準備又は喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を行うこと。
- ア 周囲に可燃物がない場所であること。
 - イ 適当な広さを有すること。
 - ウ 付近で危険作業が行われていないこと。